



昭和 59 年 11 月 26 日

東京都知事

鈴木俊一 殿

東京都動物保護管理審議会

会長 松井 武



動物保護相談員の設置について

(中間報告)

昭和57年3月29日付56衛環獣第547号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり審議会等を開催し、調査審議した結果、下記のとおり当面の意見をとりまとめたので報告します。

## 記

動物保護相談員制度（以下「制度」という。）については、〈東京都動物の保護及び管理に関する条例〉において「知事は、この条例の施行について協力を求めるため、必要があると認めるときは、動物保護相談員を置くことができる。」と規定しているが、その機能等については定めがない。

しかしながら、この制度に対して条例の期待するところは、広く都民の日常生活の中において、民間人の手による自然な形での動物愛護精神の浸透と普及を図り、動物の保護管理行政の適切な推進に寄与せしめようとするところにあると理解することができる。

このような観点から、この制度が真に意義ある制度として存立し得る条件について考えてみると、まず、その担うべき役割機能が、社会的にも現実的にも円滑に多くの人に受け容れられる妥当性を有し、かつ、民間人の活動として無理なく遂行し得るものであることが必要であり、このための相当数の適切な人材が容易に得られるという内容を持つものでなければならぬと考える。

また、この制度が社会に定着するためには、ある程度の動物愛護に関する社会的な関心なり、ムード面での素地が社会そのものにも存することが欠くことのできない条件であろうと思われる。

一方、他県市における先発のこれらの類似制度をみると、実情面において十分に成果を取めているとはいえない状況にあるといえる。

ひるがえって、都における動物の保護及び管理行政の現状をみると、今や漸く、各種のキャンペーンや行政活動は緒についたばかりであり、現状は、まさしく公共的活動領域の形成期、若しくはニーズが固まりつつある時期にあると見ることができる。

以上のような状況を判断すると、結論として現時点での制度設置についてはその諸条件も未成熟であって、混乱を招くおそれもある。

よって、都としては、今後社会啓発と行政活動の充実に努め、かつ既存の民

間活動との連携を深め、事態の進展を図るなかで、現実的なニーズの把握や制度の機能、在り方について引続き慎重な検討を進めて行くことが適当であると考える。

## 別紙 参考資料

### I 動物保護管理審議会委員氏名（敬称略）

会 長	松 井 武 夫	国立公衆衛生院名誉教授
委 員	有 竹 隆	東京都飼鳥獣商協同組合副理事長
委 員	石 井 栄 子	主婦連合会常任委員
委 員	一 木 彦 三	日本獣医畜産大学教授
委 員	今 泉 清	国立予防衛生研究所獣疫部長
委 員	爪 生 敏 一	東京都動物保護管理協会副会長
委 員	長 英 男	(社) 日本動物福祉協会理事
委 員	加 藤 節 子	東京都地域婦人団体連盟青少年部長
委 員	川 俣 光 勝	東京都議会議員
委 員	河 村 文 生	東京都議会議員
委 員	輿 水 馨	東京大学医学部教授
委 員	佐々木 利	東京都議会議員
委 員	杉 山 文 男	(社) 東京都獣医師会々長
委 員	滝 島 そ ぶ	(社) 東京都新生活運動協会幹事
委 員	中 納 肇	八王子市助役
委 員	藤 波 襄 二	(財) 日本動物愛護協会評議員

委員	三森正人	中央区助役
委員	安原克	昭和大学顧問
委員	矢部秀子	都政モニター
委員	横山一	東京都小学校 P.T.A 協議会顧問

中途退任委員氏名及び退任年月日

後藤 博	前中央区助役	昭和58年6月 退任
佐藤 恒信	前東京都動物保護管理協会副会長	昭和59年5月 退任
橋本 辰二郎	東京都議会議員	昭和58年10月 退任
橋本 白	元八王子市助役	昭和58年5月 退任
浜西 節郎	東京都議会議員	昭和58年10月 退任
常陸 昌亮	前八王子市助役	昭和59年1月 退任
星 三光	元東京都動物保護管理協会副会長	昭和58年2月 退任
三田 敏哉	東京都議会議員	昭和57年10月 退任
山村 久	東京都議会議員	昭和59年10月 退任

( 会長以外は五十音順 )

II 動物保護相談員に関する検討経緯

会議名	日時	場所	会議の概要
<p>第2回東京都動物 保護管理審議会</p>	<p>昭和57年 3月29日(月) 午後2時から 同4時まで</p>	<p>都庁第3本庁舎 第3特別会議室</p>	<p>1 知事から「動物保護相談員の設置について」 諮問 2 諮問理由の説明及び意見の交換 3 結果として、少人数委員による検討を行うこと とを決定</p>
<p>動物保護相談員 検討会議</p>	<p>昭和58年 3月8日(火) 午後2時から 同4時まで</p>	<p>(財)日本交通協会 第2会議室</p>	<p>第2回審議会の意向を受け、部会に代えるものとして少人数委員及び事務局による「動物保護相談員検討会議」を開催、本審議会への報告資料等の検討を行う。</p>
<p>第3回東京都動物 保護管理審議会</p>	<p>昭和58年 10月7日(金) 午後2時から 同4時まで</p>	<p>中央区立 中央会館 高砂の間</p>	<p>1 検討会議における検討結果の報告 2 上記報告を基に、全委員による再審議 3 各委員の意見集約と答申案作成を会長に一任</p>

### Ⅲ 東京都動物保護管理審議会における問題点と意見の概要

#### 1 相談員の役割の明確化について

(1) 相談員の役割としては、一般的に次の事項が考えられる。

- ア 簡易な苦情に対応すること。
- イ 適正飼養についての助言、指導を行うこと。
- ウ 動物愛護思想の普及・啓もうに協力すること。
- エ 負傷動物の対応について協力すること。
- オ 犬・猫の引取りに協力すること。
- カ ボランティアやオピニオンリーダーとして活動すること。
- キ その他、行政施策の周知に協力すること。

(2) 以上のような相談員機能のなかで、どのような役割を予定すべきかについては慎重な検討が必要である。

一例として、動物の飼養に係る相隣間のトラブルの調整を考えてみても、そこには自ら相談員の私人としての責任の範囲や立場上の限界があって、その活動が妥当の範囲を超えれば公的制度としての当否が問われ、制度の形骸化を来たすおそれがある。

ゆえに、この制度を単なる行政活動に対する協力者としての消極的、受動的な機能に留めておくか、あるいは専門的な助言、指導の機能まで拡げて考えるべきかなど、行政の守備範囲と相談員の役割、責任の分担区分や両者の連携の在り方などについても慎重な検討を行い、明確にしておく必要がある。

#### 2 相談員の人材確保について

相談員としての適切な人材確保はこの制度の成否の鍵である。

相談員は何よりも住民の身近な存在であって、気軽に相談できる人で

あるべきことは論を俟たないところで、この意味からもかなりの人数が確保される必要があると思われる。

そして、これらの相談員となる人は、様々のペットの生理や飼養についての十分な経験と知識があり、動物愛護についての熱意を持った人であることを要することは勿論である。

しかしながら、現実には、動物愛護家を自認する人々の中には、ともしれば動物中心の偏った考え方の人もあり、また一方、これに対して動物を迷惑と考える人達も多く、円滑な制度の運営のためには、適切な人を得ることが何よりも肝要である。

また、有為な専門家を求めようとすれば、それらの人達の活動の時間的余裕の確保や処遇等も問題化してくる。

このように、相談員の役割と人材確保は相関しており、多くの問題が存し、現段階での人材確保の見通しは困難といわざるを得ない。

### 3 他縣市制度の実行性について

他縣市の実施している相談員類似の制度は、獣医師による特定動物の飼養者の指導、畜犬登録の推進、犬・猫についての適正飼養の普及・啓もう事業への協力等種々の内容があり、報酬や役割等様々であるが、いずれも対象者との人間関係問題による活動の限界や、公民の役割の不明確化等の問題があって、有効、適切、かつ十分な機能を発揮しているとはいえないように思われる。

### 4 行政対応と社会状況について

- (1) 昭和50年代前半の条例の検討期における都の動物行政の実態は、狂犬病予防法の体系を主軸とした野犬捕獲が中心であり、不用動物の引取り等の動物愛護面の事業活動は殆んどなされていない状況であった。



従って、新しい動物愛護施策の普及推進の必要性は認識されていたものの、その方策については、主として民間の手による事業活動が主力とならざるを得ないものとして認識されていた。

- (2) 条例施行後の行政の状況としては、条例の制定により、不用動物の引取り、普及・啓もう等の業務が正規の業務として位置づけられ、これと時期を同じくして、飼い犬のけい留義務の徹底、野犬の激減、ペットブームといった状況が現出した。

この様な状況があい俟って、動物愛護面での新しい諸行政活動の実績は急伸し、担当職員間においても、動物愛護の指導を中心とする業務を指向した意識変革が急速に浸透した。

加うるに、昭和58年度の動物愛護センター開設、59年4月には動物愛護の機能を附加した新しい動物管理事務所多摩東支所の新装改築という施設機能面での充実があって、さらに動物愛護行政面で業績は進展を図られつつある。

- (3) 社会一般における動物愛護に関するムードについては、さきの動物愛護週間行事やコアラの報道等、マスコミ側の取上げ方も好意的であり、動物管理事務所に寄せられる都民の反応にも、次第にムードが変化しつつあると報告されており、今後の明るい展望が期待できる。

以 上